

農村滞在型余暇活動機能整備計画書
(市町村計画)

平成30年7月
東神楽地区

北海道上川郡東神楽町

目次

第1	基本的な考え方	…	P 1
第2	農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項	…	P 1
1	農村滞在型余暇活動の機能を整備する地区の区域	…	P 1
2	整備地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針	…	P 2
	(1) 地区の現況		
	ア 土地利用の現況		
	イ 農業の現況		
	ウ 都市農村交流及び体験・観光施設等の現況		
	(2) 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針		
3	整備地区における農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等その他の土地の利用に関する事項	…	P 4
	(1) 整備地区の土地利用の基本的な方針		
	(2) 土地利用の方針		
	ア 良好な農村の景観の維持・形成		
	イ 農作業体験の場を設定するための農用地等の保全・利用		
4	整備地区における農作業体験施設等の整備に関する事項	…	P 4
5	その他農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項	…	P 6
6	都市農村交流の担い手となる人材の確保及び育成に関する事項	…	P 6
第3	その他必要な事項	…	P 6
1	普及宣伝活動の推進	…	P 6
2	都市住民との連携交流の推進	…	P 6
3	他の市町村との連携活動の推進	…	P 7
4	支援体制の整備	…	P 7

附図

- 1 整備地区の区域図（東神楽町農業振興地域の区域のすべて）
- 2 東神楽町都市計画区域・市街化区域図

第1 基本的な考え方

東神楽町は、北海道の中央にある上川盆地に位置し、東西約22km、南北約6km、総面積68.50km²を有する町で、人口は平成30年3月末現在において10,334人である。また、北海道第2の都市である旭川市に隣接し、年間約110万人（乗降客数）が利用している道北の空の玄関口「旭川空港」が立地している。

本町の農業は、米や野菜を中心に生産され、特に野菜は多品目という特徴がある。また、平成27年で総農家戸数が211戸、農家人口が624人である。20年間で一貫して減少しており、農家人口は20年前の約3割である。農家戸数は減っているものの、農家1戸当たりの経営耕地面積は大きくなっていることから、町内の経営耕地総面積は20年前から大きな変化がなく、約3,000haで推移している。

今後、農業の振興と農村地域の活性化を総合的に進めるためには、農村が都市住民にとって癒しの空間として観光ニーズが高まっていることを受けて、地域に賦存する美しい自然、多様な農業生産活動を活かした特色ある農村滞在型余暇活動「グリーン・ツーリズム」の確立を図ることが重要である。

このため、東神楽町は「グリーン・ツーリズム」を推進し、都市住民の農業・農村に対する理解が深まり、農業を守り育てることは農業者だけではなく町民全体の問題であるとの意識が醸成されることを期待し、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第5条第1項の規定により、「農村滞在型余暇活動機能整備計画」を策定する。

第2 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 農村滞在型余暇活動の機能を整備する地区の区域

農村滞在型余暇活動の機能を整備する地区（以下「整備地区」という。）の区域の範囲は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項により指定された東神楽町農業振興地域の区域内のすべての区域をその範囲とする。

なお、この区域には都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第3項に基づき指定された「市街化調整区域」を含んでおり、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域であるが、次の理由により整備区域に含めるものとする。

○市街化調整区域を整備地区に含める理由

農村滞在型余暇活動の機能の整備により、市街化を促進するおそれがないことや、隣接する市街地に居住する住民の農業、農村に対する理解を深めるために果たす役割が大きいことから、市街化調整区域における整備計画を定めるものとする。

また、平成30年3月に策定した東神楽町都市計画マスタープラン（P40～41）においては、次のとおりの基本方針としていることから市街化調整区域における整備計画を定めるものである。

2 まちづくりの基本方針（抄）

（1）土地利用の基本方針

d. 農村地域（市街化調整区域）の基本方針

- 農地の保全に関しては、市街化調整区域として市街化を抑制し、住環境に潤いを与えるとともに、農林業の振興、自然環境の保全に取り組みます。
- 主要幹線道路沿道や旭川空港周辺、東聖・聖台の農村集落周辺については、空

の駅整備構想などの産業振興や、既存建築物を地域資源として集落のコミュニティ維持や観光振興等による地域再生に活用するなど実情に沿った秩序ある土地利用を誘導します。

- 空き家等の発生を抑制し、安全性の向上と良好な景観形成の維持を図ります。
- 農業体験・農産物などを生かしたイベント・農家民宿などのグリーン・ツーリズム等の展開、東神楽町ならではの地域資源である花・家具などを生かした体験型・滞在型観光の推進を図ります。

2 整備地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針

(1) 地区の現況

ア 土地利用の現況

本町は、東西最大で21.7km、南北最大で6.2kmで、町域は細長いくさび形になっている。地形は、全般的に平坦であるが、南東側には丘陵地が広がる。土地利用は、平坦部に広がる水田地帯および丘陵部での畑地帯からなる農業地域と大雪山連峰から連なる丘陵地を中心とした森林地域、さらには中央市街地地区及びひじり野地区の2カ所の市街地に分けることができる。

地目別面積をみると、田が26.32km²、畑が9.82km²で合わせて36.14km²が農業地域であり、総面積の52.7%を占めている。

山林は13.50km²（総面積の19.7%）であり、多くは丘陵地に分布する丘陵樹林地である。

宅地は3.28km²（同4.8%）であり、中央市街地地区及びひじり野地区に集中し、コンパクトなまちが形成されている。

イ 農業の現況

本地区の農業は、水稻を中心にハウス野菜を組み入れた「複合経営」や、畑作・畜産と幅広く農畜産物を生産し、基幹作物である稲作は、主に「ななつぼし」や「ゆめびりか」を作付している。品質・収量とも全道トップクラスの実績であり良食味・高品質産地としての地位を確立している。

野菜の生産も盛んで、特にアスパラガスは町の特産物でもあり町内外に多く出荷しており、葉物類は道内屈指の産地に数えられ、本町の特色を生かした施設野菜ブランドの確立や、野菜の減農薬栽培を積極的に取り組んでいる。

しかし、農業情勢の先行き不安などによる後継者不足や、農産物価格の低迷から農業所得が伸び悩んでおり、担い手の育成確保対策など新たな地域営農体制が必要となっている。

農家数（戸）				農用地面積（ha）		
専業農家	第1種兼業農家	第2種兼業農家	計	田	畑	計
134	53	24	211	2,503	834	3,337
74	32	18	124	1,452	108	1,560

主要作物					(ha)	飼養頭数 (頭数)	
水稻	小麦	野菜	大豆	その他	計	乳用牛	肉用牛
1,432	488	184	10	298	2,412	1,256	331
787	303	70	2	145	1,307	456	71

資料：農業振興地域整備計画管理状況（H30、町産業振興課調べ）

農地台帳（H30、町農業委員会調べ）

2015年世界農林業センサス報告書（H27）

2017飼養状況調査 定期報告書（H29）

注）下段は市街化調整区域の内数

ウ 都市農村交流及び体験・観光施設等の現況

本町では、若干数の農業者が修学旅行生の受け入れを行っていたり、農業者と町内小学校が連携し田植え、稲刈り体験事業を実施したりしているが、体験・交流施設や宿泊施設等の余暇活動機能の整備は不十分な状況にある。

○「市街化調整区域」における、主な体験・観光施設等の状況

	体験・交流施設	スポーツ・レクリエーション施設	観光施設	宿泊施設	その他
グリーン・ツーリズム関連施設	無し	河川敷パークゴルフ場（4号）、河川敷パークゴルフ場（14号）	無し	無し	無し
上記以外の関連施設等	無し	無し	無し	無し	旭川空港

（2）農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針

地区の農業生産活動や美しい自然環境を生かし、都市住民等に対して農作業、加工等の農業体験や農村文化・生活の体験等の余暇活動の場を提供する。また、より安全でおいしい東神楽産米・野菜等農産物の地場消費拡大、農業所得の向上や農業関連ビジネスの機会拡大を図り、農業の振興と農村の活性化を推進する。

このため、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備は、次のように進めるものとする。

ア 自然環境の保全や美しい景観づくりに努め、農村滞在型余暇活動を行なうのにふさわしい良好な農村景観の形成を図る。

イ 都市住民等の農業・農村に対する理解の促進を図るとともに、多様な余暇活動の提供が可能となるよう、地区の農業や地域に賦存する自然・文化等の多様な資源を総合的に活用し、地域の特性を最大限発揮する。

ウ 農業生産の振興及び農産物加工品の開発や販売促進等、地区の農業や関連産業の振興に資す

るものとし、農業所得の向上や就業機会の確保、農業ビジネスの育成及び地産地消を進め、地域の活性化を進める。

エ 整備を進めるに当たって、地区の農業者等と調整の上、関係法令の適切な運用等により秩序ある土地利用及び施設等の整備を推進する。

オ 地区住民の合意の下に、創意工夫と主体的な取組による整備を促進する。

カ 施設等の利用者の安全確保や農業に対する理解の促進、農作業等体験施設等の効率的な運営を図るため、農作業体験等の指導や施設の運営等を行なう人材の育成に努める。特に、女性や高齢者の能力活用に配慮する。

キ 地域の関係者の組織化を図り、地域全体として美しい景観づくり、合理的な土地利用、施設間の連携等による合理的かつ効率的な運営、おもてなしの向上、集客等を行い、余暇活動機能の効果的な整備を促進する。

3 整備地区における農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等その他の土地の利用に関する事項

(1) 整備地区の土地利用の基本的な方針

整備地区においては、農用地その他の農業資源の有する農産物の生産機能のほか、国土の保全、保健休養などの多面的機能が十分発揮されるよう努めるものとする。このため、農用地、農業用施設用地、農家の住宅用地、林地、水辺地等について良好な農村環境の確保を図るとともに、都市計画との整合性を図りながら農作業体験等の余暇活動の場を整備し、訪れる人々に快適な環境を提供することができるよう、土地利用の調整に努めるものとする。

(2) 土地利用の方針

ア 良好な農村の景観の維持・形成

(ア) 農用地については、農業生産の場として適切に保全し、その効率的利用を図るとともに、景観形成作物の栽培、環境整備等を図ることにより良好な農村景観の維持・形成に努める。

(イ) 農業用施設用地については、騒音、排水等により周囲の環境を悪化させないように配慮する。

(ウ) 農家の住宅用地については、花壇の造成や生垣の管理等により周囲の景観との調和を図るなど、良好な農村景観の維持・形成に努める。

(エ) 林地については、農村景観の中心となる周辺丘陵地帯の森林や集落内林地の保全等を図ることにより、良好な農村環境の維持・形成に努める。

(オ) 水辺地については、親水機能や周囲の景観との調和に配慮した農業用排水路の維持管理を図ることにより、良好な農村景観の維持・形成に努める。

イ 農作業体験の場を設定するための農用地等の保全・利用

農村滞在型余暇活動を提供するため、継続的に農作業体験の用に供することが必要な農用地等として、観光農園等を設ける。観光農園等は、農地として適切に保全し、その効率的利用を図るとともに、良好な農村景観の維持・形成に努める。

4 整備地区における農作業体験施設等の整備に関する事項

本地区における都市住民等の農村滞在型余暇活動を促進し、農業及び関連産業の振興を図るため、農業者等が事業主体となり交流の基盤となる施設等の整備を進めることとし、農産物の収穫体験や農作業体験等を行うことのできる観光農園、農林漁業体験民宿、都市住民が滞在するための農林業

体験研修施設、地産地消を推進するための農畜産物等直売施設や農家レストランを整備する。なお、市街化調整区域においては、都市計画との調整を図りながら、周辺における市街化を促進するおそれがない必要最小限度のものとする。

○農作業体験施設等の整備計画

施設の種類	位置（設置場所）	設置個数（期待数）	機能	事業主体
1 農作業の体験施設である建築物 （ex 観光農園）	東神楽町 （農業振興地域）	7 か所	農作物の作付け、収穫その他農作業の体験に必要な体験農園等	農業者、農地所有適格法人、農業者団体
	うち市街化調整区域	（うち4か所）		
2 教養文化施設である建築物 （ex 農畜産物加工体験施設、地域農業等資料展示施設）	東神楽町 （農業振興地域）	1 か所	地場の農産物を使用した農産加工若しくは料理の体験又は地域の農業及び農村文化並びに農家の生活に関する知識の習得に必要な体験学習、資料展示等	
	うち市街化調整区域	（うち1か所）		
3 休養施設である建築物 （ex 展望所、四阿（あずまや））	東神楽町 （農業振興地域）	7 か所	農用地その他の農業資源と周囲の環境とが一体となって形成している良好な農村の景観の鑑賞に必要な休憩施設、広場等	
	うち市街化調整区域	（うち4か所）		
4 集会施設である建築物 （ex 集会所、研修所）	東神楽町 （農業振興地域）	1 か所	地域の農業者との交流、伝統芸能の実演に必要な研修、展示場等	
	うち市街化調整区域	（うち1か所）		
5 宿泊施設である建築物 （ex 農林業体験民宿、農林業体験研修施設）	東神楽町 （農業振興地域）	1 4 か所	宿泊しながら農村滞在型余暇活動が体験できる農林業体験民宿、コテージ等	
	うち市街化調整区域	（うち8か所）		

6 販売施設 である建築物 (ex 直売施 設、農家レス トラン)	東神楽町 (農業振興地域)	14か所	地場の農産物、農産 加工品等の販売に 必要な地域特産物 販売施設等
	うち市街化調整区 域	(うち8か所)	
7 前に掲げ る施設等の利 用上必要な施 設である建築 物 (ex 売店、休 憩所、手洗所、 トイレ、管理 事務所、管理 用具品保管 庫)	東神楽町 (農業振興地域)	14か所	前に掲げる施設に 付帯して設置され る飲食施設、休憩施 設、管理施設等
	うち市街化調整区 域	(うち8か所)	
合計		58か所(うち市街化調 整区域 34か所)	

5 その他農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項

- (1) グリーン・ツーリズムに積極的に取り組む地元農業者等の協議の場を設け、体験施設のプログラムやサービスの水準向上、人材の育成等について行政と地域農業者等とが連携した活動を展開する。
- (2) 農家民宿等宿泊施設、農産物直売施設又は農家レストランへ供給する食材について、施設の運営者と生産者組織による連携を推進し、地域農産物の利用や販売促進とその安定供給を図る。

6 都市農村交流の担い手となる人材の確保及び育成に関する事項

本地区の都市農村交流が継続的に実施され、地域の社会・経済の活性化に資するため、地域交流の担い手となる人材を確保していくこととする。

そのために、農業協同組合、商工会、観光協会、及び農業者等の関係機関との連携のもと、都市農村交流活動に係る各種取組を企画実施するとともに、施設運営等の能力を高めるための研修会等を開催し、人材の育成に努めるものとする。

第3 その他必要な事項

1 普及宣伝活動の推進

インターネットを利用した情報発信や旅行会社、学校、消費者団体等へ働きかけを行い、誘客のための活動を積極的に展開する。

2 都市住民との連携交流の推進

入込客の安定的な確保を図るため、消費者団体等との連携を深める。

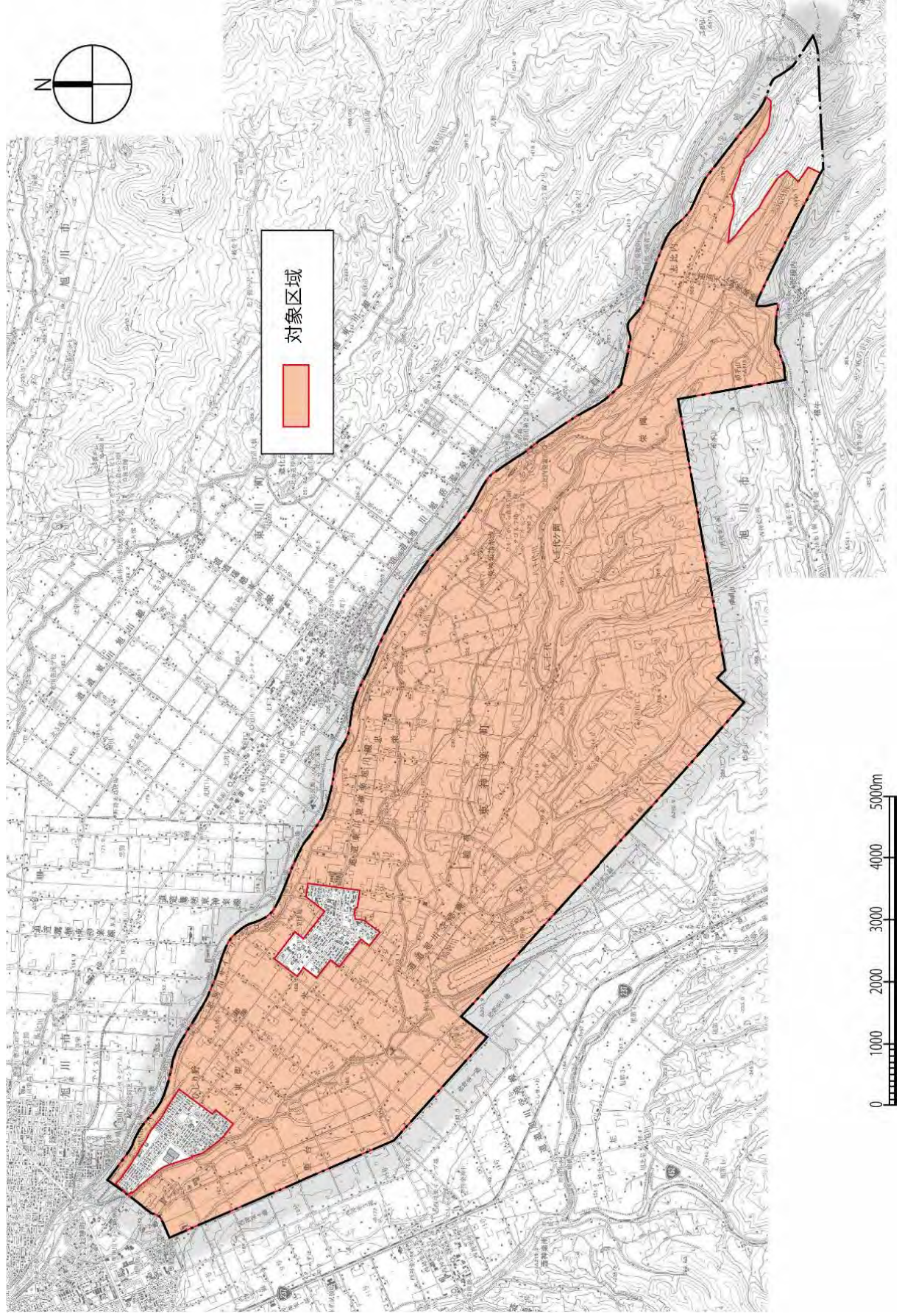
3 他の市町村との連携活動の推進

他の市町村と連携し、都市住民への宣伝普及、誘客、行事等の実施や情報の交換等を行い、入込客の増大に努める。

4 支援体制の整備

町、農業委員会及び農業協同組合等の関係機関と協力体制を確立し、農村滞在型余暇活動機能の円滑な推進を図るために必要な指導・助言等を行う。

附図1 整備地区の区域図（東神楽町農業振興地域の区域のすべて）



附图 2 東神楽町都市計画区域・市街化区域図

